

改正

平成19年 3月30日告示第75号
平成19年 5月17日告示第126号
平成20年 3月28日告示第52号
平成21年 3月31日告示第86号
平成21年12月24日告示第249号
平成24年 3月23日告示第53号
平成26年 3月31日告示第75号
平成27年12月 4日告示第240号
平成28年 3月31日告示第95号
平成30年 3月30日告示第92号
令和 2年 3月31日告示第92号
令和 2年11月30日告示第268号
令和 4年 3月28日告示第66号

佐野市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この告示は、市の資産を広告媒体として民間企業等の有料広告を掲載することに関し必要な事項を定めるとともに、新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市有施設

エ アからウまでに掲げるもののほか、広告媒体として活用できる資産で市長が別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の基準)

第3条 広告掲載できる広告に関する基準は、市長が別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び枠数、広告掲載料、広告掲載の位置、広告掲載の期間その他事項は、市長が別に定める。

(広告の募集及び提案)

第5条 広告の募集は、公募とし、前条の事項を市の広報紙又はホームページに掲載して行うものとする。ただし、次の各号のいずれかの方法による場合は、その掲載を要しない。

(1) 民間企業等に広告掲載を直接依頼するとき。

(2) 広告代理業を営む者をして募集させるとき。

2 民間企業等は、市に対して広告掲載の提案をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者は、募集期間内に広告掲載申込書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、前条第2項の提案の場合は、随時申込書を受け付けるものとする。

2 市長は、広告媒体に応じ、申込書(申込みに関する事項の部分に限る。)に必要な修正を加えることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、申込書の提出があった場合は、その内容を審査の上可否を決定し、広告掲載・不掲載決定通知書(別記様式第2号)により当該申込者に通知する。

2 前項の場合において、広告掲載が適当であると認める申込みが募集した枠数を超えるときは、抽選により決定する。

3 市長は、前条第2項の規定により申込書に修正を加えたときは、その内容に応じ、第1項の通知書に必要な修正を加えることができる。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成に要する費用は、広告主が負担する。

(広告掲載の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を停止し、若しくは中止し又は当該決定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する基準を満たさなくなったとき。

(2) 広告主が広告掲載料を納付しないとき。

(3) 行政運営上支障があるとき。

(4) 市長が広告掲載を行うことが不適當であると認めるとき。

(広告物等の撤去等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告物等を撤去、削除、塗りつぶし等を行うことができる。

(1) 広告主が広告掲載の期間終了後の広告物又は取消しを受けた広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(2) 広告主が解散等により消滅したとき。

(3) 市長が必要があると認めるとき。

2 前項第1号の規定により行った撤去、削除、塗りつぶし等に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(広告掲載料の不還付)

第12条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由があ

ると認められる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(広告審査委員会)

第13条 市長は、広告掲載に係る審査をするため佐野市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員会の委員長は総合政策部長を、副委員長は財産活用課長を、委員は別表に掲げる者及び市長がその都度必要があると認める職員をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、広告媒体を所管する課長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、総合政策部財産活用課において処理する。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年12月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第75号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月17日告示第126号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日告示第52号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示第86号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月24日告示第249号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日告示第53号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第75号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月4日告示第240号）

この告示は、平成27年12月7日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第95号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第92号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第92号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日告示第268号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月28日告示第66号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

政策調整課長 広報ブランド推進課長 財政課長 行政経営課長 契約検査課長

別記様式第1号（第6条関係）

広告掲載申込書

年 月 日

佐野市長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話



次のとおり広告掲載を申し込みます。

- 1 広告媒体
- 2 広告の内容(掲載位置及び規格等)
- 3 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日

様

佐野市長



年 月 日付で申込みのあった広告掲載について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 決定区分 掲載する
 掲載しない
理由

2 広告媒体

3 広告の内容(掲載位置及び規格等)

4 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 広告掲載料 円

6 納付期限 年 月 日

7 注意事項等